



2026年5月13日

各位

会社名 株式会社ニチリン  
代表者名 代表取締役  
社長執行役員 曾我浩之  
(コード番号 5184 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員 難波宏成  
TEL (079) 252-4151

自己株式の取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得  
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。当社の株主還元方針は、「株主還元方針の変更に関するお知らせ」(2026年2月13日)において、「連結配当性向を目標45%に設定し、2026年～2028年の3年間で総額40億円程度の自己株式の取得枠を設定し総還元性向の向上に努める」こととしております。本方針に基づき、株主還元のさらなる充実と、資本効率の向上を目指し、自己株式の取得及び消却を決定いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| 1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| 2) 取得し得る株式の総数 | 300,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.27%) |
| 3) 株式の取得価額の総額 | 15億円(上限)                                      |
| 4) 取得する期間     | 2026年5月14日～2026年12月18日                        |
| 5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け                              |

3. 消却に係る事項の内容

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式                           |
| 2) 消却する株式の総数 | 300,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合2.09%) |
| 3) 消却の効力発生日  | 2026年12月30日                      |

(ご参考) 1. 2026年3月31日時点の自己株式の保有数

発行済株式総数(自己株式を除く)	13,194,217株
自己株式数	1,177,283株

2. 消却後の発行済株式総数は14,071,500株となります

以上